

安城市障害者福祉計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

安城市障害者福祉計画策定業務

なお、「障害者基本法」第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」、「児童福祉法」第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」を総称して「市町村障害者計画等」と言い、安城市におけるこれらの計画を総称して「安城市障害者福祉計画」と言う。

2 業務場所

安城市役所ほか、受注者所在地

3 趣旨

本業務は、現行の「第5次安城市障害者計画」、「第7期安城市障害福祉計画」及び「第3期安城市障害児福祉計画」（以下「現行三計画」という。）の達成状況を把握した上で、障害福祉に係る関係法や制度の改正、障害者を取り巻く環境の変化を勘案し、今後の本市の障害福祉施策の基本的方針、総合的かつ効果的な施策の推進及び障害福祉サービス等の目標量、成果目標並びにサービスの見込量とその確保策を定めるための新たな計画（「第6次安城市障害者計画」、「第8期安城市障害福祉計画」及び「第4期安城市障害児福祉計画」）を策定するため、高度な専門知識と高等な技術及び豊富な創造性を有する質の高い事業者を提案により審査し選定する。

4 業務概要

別紙「安城市障害者福祉計画策定業務仕様書」のとおり

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月25日まで

6 提案上限額

全体額12,950千円（税込）

【令和7年度】5,950千円（税込）

【令和8年度】7,000千円（税込）

（1）見積書の金額に消費税を含めたものがこの金額を超えてはならない。なお、消費税は10%で積算するものとする。

（2）提案上限額は予算額であり、予定価格ではない。

7 参加資格

参加者は次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとする。

- (1) 公告の日において、安城市競争入札参加資格者名簿（物品・その他委託）に登録されている事業者であること。
- (2) 公告の日から契約締結日までに、安城市から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 過去10年間（当該年度含まず）において、地方自治体が発注した次のいずれかの業務の元請としての受注実績があること。
 - ア 障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関する調査、分析を含んだ計画策定業務
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」を併せ持った計画に関する調査、分析を含んだ計画策定業務
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 法人税、消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納していないこと。
- (6) 公告日から契約締結日までに「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付け安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

8 日程

本プロポーザルの日程は以下のとおり。なお、本市の都合により日程を変更する場合がある。

	項目	年月日
1	公告日	令和7年4月10日（木）
2	質問受付開始	令和7年4月10日（木）
3	質問提出期限	令和7年4月21日（月）
4	参加表明書の提出期限	令和7年4月30日（水）
5	辞退届の提出期限	令和7年5月20日（火）
6	企画提案書の提出期限	令和7年5月26日（月）
7	プレゼンテーション	令和7年6月13日（金）
8	結果通知	令和7年6月18日（水）
9	契約締結	令和7年6月下旬予定

9 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

件名を「【事業者名を記入】安城市障害者福祉計画策定業務に関する質問」とし、様式6「質問票」にて電子メールで提出すること。なお、メール送信後にその旨を末尾記載の問合せ先に電話連絡すること。電話又はFAXによる質問は、受け付けない。また、本実施要領及び仕様書に関する内容以外の質問は、受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年4月21日(月)午後5時

(3) 回答方法

回答は、回答受付後、原則、4開庁日までに市公式ウェブサイト「望遠郷」において公表する。

(4) 提出先

安城市福祉部障害福祉課(メールアドレス：shofuku@city.anjo.lg.jp)

10 参加表明書等の提出

(1) 提出先

安城市福祉部障害福祉課障害福祉係

(2) 提出方法

提出先に持参(午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。)又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

持参する場合は、事前に末尾記載の問合せ先に電話連絡を行うこと。提出時の企画提案内容等の説明は受け付けない。

郵送する場合は、末尾記載の問合せ先に送付した旨の電話連絡をすること。

なお、発注者は、郵便事故等による遅延等の責任を負わない。

(3) 提出期限

令和7年4月30日(水)午後5時必着。期限の延長は理由を問わず行わない。

(4) 提出書類

	書類名称	様式	部数	備考
1	参加表明書	様式1	1	
2	会社概要	様式2	1	・「保有資格」欄に記載したものは、参加表明書提出時に証明書類(コピー可)を提出。
3	業務実績一覧	様式3	1	・7(3)に規定する業務を過去10

				年分記載。 ・無償のものは実績とみなさない。 ・記載したものについては、参加表明書提出時に当該契約書及び業務内容のわかる書類の写しを提出。
4	業務実施体制図	様式 4	1	・本業務を受託した場合の業務実施体制図（指揮命令系統を明示）を提出。 ・協力会社や再委託予定先等、本業務を遂行する全ての事業者を記入。 ・様式 5 の業務従事者の氏名は必須。
5	事業従事者一覧	様式 5	1	・「保有資格」欄に記載したものは、参加表明書提出時に証明書類（コピー可）を提出。 ・現在試験が行われていない資格に関しては、現在の同等資格もカッコ書きで明記。
6	納税証明書	—	1	・法人税、消費税、法人事業税、法人住民税の直近 1 年分（非課税の場合はそれを証明するもの）の原本。※コピー不可
7	損益計算書・貸借対照表	任意	1	・直近 3 年分。

1 1 プロポーザル審査会通知

参加表明書（添付書類を含む。）を提出後、参加資格要件を満たすと判定した参加者には、令和 7 年 5 月 13 日付けでメールによりプロポーザル審査会の詳細を通知する。

なお、参加資格要件を満たさないと判定した参加者は、その理由を記載の上、通知する。

1 2 辞退届

参加表明書提出後、辞退する場合は様式 7 「辞退届」を以下のとおり提出すること。

（1）提出先

安城市福祉部障害福祉課障害福祉係

（2）提出方法

提出先に持参（午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

持参する場合は、事前に末尾記載の問合せ先に電話連絡を行うこと。提出時の企画提案内容等の説明は受け付けない。

郵送する場合は、末尾記載の問合せ先に送付した旨の電話連絡をすること。

なお、発注者は、郵便事故等による遅延等の責任は負わない。

(3) 提出期限

令和7年5月20日（火）午後5時必着。期限の延長は理由を問わず行わない。

1.3 企画提案手続き

(1) 提出書類

	書類名称	様式	部数
1	企画提案書 (表紙)	様式は任意。ただし業務名、会社名を必ず記載すること。	印刷物：8部 CD-ROM又はDVD-
2	企画提案書	様式は任意。ただし以下の要件を満たすこと。 ・A4版30ページ以内で作成すること。ページ数に表紙は含まない。またA3版のページは2ページ分として計算する。各ページにページ番号を付記すること。 ・文字サイズは10.5ポイント以上とする。 ・その他必要な記載内容は別紙1「安城市障害者福祉計画策定提案書作成要領」を参照すること。	ROM：1部（記録されるファイルはマイクロソフトWord、Excel、Power-
3	見積書	様式8	1
4	見積書内訳	様式は任意。見積書の金額内訳が分かる資料（年度毎）を添付すること。	1

(2) 提出方法及び提出先

1.0 (1) 及び (2) と同様

(3) 提出期限

令和7年5月26日（月）午後5時必着

提出期限後の書類の再提出、差し替え、追加提出等は、認めない。ただし、企画提案書の内容を確認するため、発注者が追加資料を求めた場合は、この限りでない。

なお、期限までに書類提出がなかった場合は、参加辞退したものとする。

1.4 プレゼンテーション

(1) 内容

事前に提出された企画提案書に基づき、参加者がプレゼンテーションを行い、その内容を審査する。

(2) 日時（予定）

令和7年6月13日（金）午後1時30分から

(3) 場所

詳細は別途通知する。

(4) 発表時間

上限30分。終了後、本市から10分程度質疑応答を行う。なお、準備時間は発表時間に含まず、発表開始前10分間とする。

(5) 説明者

2人以内。本業務を実際に行う担当者を主とすること。

(6) 機材

パワーポイント等のプレゼン用ソフトの使用を可とする。使用する場合は、前日までに末尾記載の問合せ先に電話連絡すること。

当日に使用するプレゼン用データ、パソコンについては参加者が持参する(スクリーン及びプロジェクターは発注者が準備する。)。

1.5 選定委員会の設置

本市は安城市障害者福祉計画策定に当たり、優れた企画提案者を選定するため、選定委員会を設置する。選定委員会は提案内容の審査を行い、優秀提案者を選定する。

1.6 選定方法及び優先交渉権者の決定

(1) 選定方法

別紙2「選定委員会における候補者の選定方法」のとおり

(2) 結果通知

審査結果については本市公式ウェブサイトにて公表するとともに、結果通知を参加者に文書で個別に通知する。

1.7 企画提案の無効

次のいずれかにあたる場合は、企画提案を無効とする。

(1) 提出期限を過ぎて提出書類(企画提案書等)が提出された場合

(2) 提出書類(企画提案書等)に虚偽の記載をした場合

(3) 複数の提出書類(企画提案書等)を提出した場合

(4) 見積書の金額に消費税を含めた金額が委託上限額を超える場合

1.8 提出書類の変更、訂正

企画提案に関する書類の追加、変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。提出書類の誤字脱字等がある場合は、プレゼンテーション時に説明を行うこと。

1 9 プロポーザルに関する注意

- (1) 本プロポーザル実施についての説明会を行わない。
- (2) 参加表明後の辞退は自由であり、辞退しても今後の業務において不利益な扱いを受けることはない。
- (3) 提出書類等の作成、提出及びプレゼンテーション等の費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 本市に提出された書類、CD-ROM 又は DVD-ROM 等の返却は行わない。
- (5) 本プロポーザルの審査経過等に関する質問は受け付けない。

2 0 再委託の禁止

受注事業者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。ただし、この場合でも、受注事業者は当該第三者の行為の全てについて責任を免れない。

2 1 契約

契約については、受注事業者と別途協議の上決定する。なお、契約内容の解釈で受注者と発注者の間で疑義が生じた場合は、発注者の意向を優先する。

2 2 問合せ先及び各種書類の提出先（メール以外は土曜日、日曜日及び祝日を除く）

	項目	内容
1	郵便番号	4 4 6 - 8 5 0 1
2	住 所	安城市桜町 1 8 番 2 3 号
3	担 当	安城市福祉部障害福祉課障害福祉係
4	電 話	0 5 6 6 - 7 1 - 2 2 2 5
5	F A X	0 5 6 6 - 7 4 - 6 7 8 9
6	e-mail	shofuku@city.anjo.lg.jp